おける前期以前の事業年から繰り越された欠損金
額　差　引　計「38の①」）
控　除　額うち少ない金額）
金　額の計）
損　金　額－(22)
いものとする金額－(23)の場合は０）

」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、法人が法第59条第１項又は第２項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（震災特例法第17条第１項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含み、法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合（租税特別措置法第67条の５の２第１項（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

別表七㈠の記載要領第一号から第四号までを削り、同第五号を同第一号とする。

別表七㈠の表中「

所　得　金　額　差　引　計（別表四「39の①」）－(7)

」を「

所　得　金　額　差　引　計（（（別表四「38の①」）－(7)）又は（（別表四「38の①」）－(7)－（（別表四「38の①」）－(4)）×0.2））

」に改め、同表の記載要領第１号中「同項第３号に掲げる場合に該当する場合を除き、」を「会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）」に、「あつた場合の欠損金の損金算入の特例」を「ある場合の評価損益等の特例」に、「含む。）又は第３項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）」を「含み、法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受ける場合（租税特別措置法第67条の５の２第１項（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定の適用を受ける場合を含む。）若しくは法第59条第３項」に改め、「受ける場合」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号。以下この号において「平成25年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第３号⑵において「平成25年旧法」という。）第59条第２項（平成25年改正法第９条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第３号⑵において「平成25年旧震災特例法」という。）第17条第１項（被災法人について債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含み、平成25年旧法第59条第２項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受ける場合」を加え、同第四号を削り、同第三号を同第四号とし、同第二号の次に次の一号を加える。